

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
死体解剖保存法（昭和24年6月10日法律第204号）第19条第1項	死体の全部又は一部の保存に関する許可	指導予防課

- 1 審査基準は、遺族の承諾を得ていること。
- 2 標準処理期間は、10日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。